

## 令和6年度第1回横浜市小児慢性特定疾病審査会 議事要旨

日 時	令和7年2月5日（水） 19:00 ～ 19:30
場 所	市庁舎18階共用会議室 みなと4
開催形態	非公開（委員7人、事務局6人）
資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市小児慢性特定疾病審査会委員名簿</li> <li>・児童福祉法施行規則（一部抜粋）</li> <li>・横浜市小児慢性特定疾病審査会条例</li> <li>・小児慢性特定疾病医療費助成制度に関する制度改正について</li> <li>・小児慢性特定疾病児童等の自立支援に係る取組状況について</li> <li>・小児慢性特定疾病医療給付受給者数</li> <li>・小児慢性特定疾病医療給付申請件数及び審査件数</li> <li>・横浜市指定医療機関及び指定医の登録状況</li> </ul>
決定事項	・会長及び副会長を選出
議事要旨	<p>1 開会            (1) 出席定数の確認            (2) 事務局挨拶            (3) 委員自己紹介</p> <p>2 会長・副会長の選出</p> <p>3 議題            (1) 小児慢性特定疾病医療費助成制度に関する制度改正について、資料に基づき事務局より説明。            (2) 小児慢性特定疾病児童等の自立支援に係る取組状況について、資料に基づき事務局より説明。            (3) 小児慢性特定疾病医療給付受給者数について、資料に基づき事務局より説明。            (4) 小児慢性特定疾病医療給付申請件数及び審査件数について、資料に基づき事務局より説明。                (委員) 申請件数のうち、事務局の行政医師による事前審査件数に含まれていない案件については全て認定されたということか。                (事務局) お見込みのとおり。                (委員) 国の認定基準に基づいて、注意深く事務局による事前審査をお願いしたい。                (事務局) 承知した。                (委員) 行政医師審査への案件は、認定基準に該当するかどうか疑義がある案件ということか。                (事務局) 事務局職員が各疾病の認定基準に照らして医療意見書の記載内容を確認し、認定基準に該当するかどうか疑義がある場合に、行政医師が事前審査を行っている。                (委員) 医療意見書を作成した医師に対して審査内容はフィードバックされているのか。                (事務局) 行政医師の事前審査を経て疑義がある場合には、医療意見書を作成した医師に返戻し、医療意見書の記入内容の不足や不備に関する疑義照会を行っている。                (委員) 基準を満たす申請者が、医療意見書の記入不足や不備等で不認定とならないよう、認定基準に該当するかどうか疑義がある場合の主治医との医療意見書のやり取りは、引き続き丁寧に実施されたい。</p> <p>(5) 横浜市指定医療機関及び指定医の登録状況について、資料に基づき事務局より説明。                (委員) 令和7年1月現在の指定医の数が令和6年1月時点よりも減少している理由は。                (事務局) 平成27年1月に現在の指定医の制度が開始され、現在の指定医のうち多くの方がその際に指定を受けている。指定医は5年に1度の指定更新手続きが必要であるため、制度開始から10年後にあたる令和7年1月は2回目の指定更新時期を迎えた医師が非常に多い。前回指定更新をした5年前からの間に、市外の病院に転籍する等したことで既に本市の指定医要件を満たさなくなった医師が今回の指定更新手続きを行わなかったため、指定医の数が減少した。</p>